

人格の尊重の視点と戸籍法107条による 氏の変更～解釈論の検討

二 宮 周 平*

目 次

はじめに

- 1 戸籍法107条の立法趣旨
 - (1) 家制度と家名不变の原則
 - (2) 改正民法における氏と氏の変更
 - (3) 戸籍法107条の構造と意義
- 2 「やむを得ない事由」の解釈のあり方
 - (1) 比較衡量論～家事審判・決定例の論理
 - (2) 個人の変更利益をより重視する解釈論
 - (3) 主観的な理由・事由でも氏の変更を認めた審判例
- 3 個人のアイデンティティに基づく氏の変更
 - (1) 氏名の人格権としての把握
 - (2) 選択的夫婦別氏制度とアイデンティティ
 - (3) 宗教2世による氏名の変更申立て
- 4 家族としての共同生活に基づく氏の変更
 - (1) 婚氏統称後の婚姻前の氏への変更
 - (2) 外国人配偶者の氏への変更
 - (3) 同性パートナーの氏への変更

おわりに

はじめに

戸籍法107条による氏の変更申立て事案では、氏を変更する「やむを得ない事由」があるかどうかが審理の対象となる。家庭裁判所（以下「家裁」）は、

* にのみや・しゅうへい 立命館大学名誉教授

参与員の意見を聴いて審判をする。参与員は、家裁の許可を得て、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聞くことができる（家事事件手続法40条）。「司法統計年報家事編」（2024年）によれば、本件申立ての新受件数は11,534件、認容10,058件（既済の88.1%）、却下371件（同3.2%）、取下941件（同8.2%）であり、9割近くが申立てどおり認容されており、却下は極めて例外的である。

しかし、同性パートナーの氏への変更を申し立てた事案で、変更を認容した審判と却下した審判・決定がある¹⁾。また、旧統一教会の宗教2世が、戸籍上の氏名を名乗ることは、自身の存在を否定したいほど精神的苦痛を感じるとして氏名の変更申し立てた事案で、申立てを却下した審判・決定もある²⁾。前者では家族としてのアイデンティティが、後者では申立人個人のアイデンティティが問題になっているが、「やむを得ない事由」の解釈について、参与員や裁判官の価値観等が影響している可能性もある。戸籍法107条の立法趣旨と氏名を人格権の一内容とする判例法理を踏まえると、可能な限り申立人の意思を尊重する解釈が望ましい。本稿では、戸籍法107条による氏の変更について、解釈のあり方を検討してみたい。

1 戸籍法107条の立法趣旨

(1) 家制度と家名不变の原則

明治民法では、家制度が基本にあり、戸主及び家族は家の氏を称し（明治民法746条）、各自の所属する家の変動、例えば、婚姻、縁組によって実家から婚家、養家に入り、離婚、離縁によって実家に復し、その結果として氏の変更が生じた。

1) 二宮周平「同性パートナーの氏への変更～戸籍法107条の解釈のあり方」戸籍時報863号（2025）2～11頁。

2) 二宮周平「宗教的人格権と氏名の変更～戸籍法107条の解釈のあり方再論」戸籍時報870号（2025）2～10頁。

一方、戸籍法制定（明治4年4月4日太政官布告170号）の直後、「華族ヨリ平民ニ至ル迄、自今苗字・名並屋号共、改称不相成候事。但、同苗同名ニテ無余儀差支有之者ハ、管轄庁へ可願出事」（明治5年8月24日太政官布告235号）が発布された³⁾。家名不变の原則を示すものとして、戸籍法附則13条（1948年1月1日施行）により廃止されるまで、効力を有した。例外は、外国人が日本に帰化した場合、祖先が称した氏を再称する場合にのみ、内務省あるいは府県長の許可によって改称（氏の変更）が認められるにとどまり、氏が珍奇・難解・難読な場合も、部落差別に直結する場合も氏の変更は許されなかった⁴⁾。

近代国家においては、国民の把握をめざす国家権力は、その呼称が変更することなく一貫性を保つことに強い関心を示す。選挙・徵税・徵兵その他各種行政事務の複雑化、それに伴う公簿上の登録制度の発達と併行するものである⁵⁾。呼称秩序の安定は必須であり、みだりに変更を認めない。しかし、日本の場合には、家制度からの要請が加わった。「姓氏ノ公称ハ古来血統ノ連絡関係ヲ明確ニシ其出所ヲ明示スルノ用ニ供セラル」ものと捉えられており⁶⁾、こうした家名の捉え方が家名尊重主義として家名不变の原則を支えてきた⁷⁾。

（2）改正民法における氏と氏の変更

1947年12月の民法改正により、家制度は廃止され、氏は家名ではなくなつた。しかし、夫婦同氏、親子同氏の原則が定められ、氏は夫婦・親子という親族関係を表示するものとなった。すなわち、親族関係変更の直接の効果として氏の変更が生じる。婚姻に際して夫又は妻の一方は氏を変更し、変

3) ただし、明治9年太政官布告5号により、「管轄庁へ改名可願出事」に修正された。

4) 咲孝一『咲孝一・家族法著作選集 第2巻 氏の変更』（日本評論社、1992）22～44頁。

5) 咲・前掲注(4)59頁。

6) 牧野菊之助『日本親族法論』（巖松堂書店、1914）93頁。

7) 西村信雄「氏の変更について」『末川博先生還暦記念 民事法の諸問題』（有斐閣、1953）160頁。

更した者は離婚によって変更前の氏に復する。縁組に際して養子は養親の氏に変更し、離縁によって縁組前の氏に復する。この点では明治民法と同じ構造である。戸籍は1組の夫婦と氏を同じくする子を単位として編製されることから、夫婦・親子が同じ氏を称して1つの戸籍に記載される。家制度に比べ、戸籍に記載される家族の範囲は小さくなつたが、同氏であることと同籍であることが家族だという意識を温存することとなつた。

他方、本人の自由意思に基づく氏の変更も定められた。①配偶者の死亡によって婚姻が解消した場合、婚姻によって氏を変更した生存配偶者は、変更前の氏に復することができる（民法751条1項）。明治民法では、生存配偶者が婚家を去って実家に復すると、姻族関係が終了し、当然に実家の氏を称することになつたが、家制度の廃止により、復氏と姻族関係終了を連動させず、どちらも生存配偶者の意思に委ねられた。

②父又は母と氏を異にする子の場合、子が15歳に達していれば子自身の意思に基づき、15歳未満の場合は法定代理人が子に代わって、家裁の許可を得た上で一方の氏に変更することができ（同791条1項）、成年到達から1年以内であれば、子は、自己の意思に基づいて変更前の氏に復することができる（同791条3項〔1987年改正で4項に繰下げ〕）。GHQから氏の選択を子自身の意思に任せるべき旨の指摘があったためだが⁸⁾、子が自己の意思で氏を変更するという建前が貫かれた。

婚姻の死亡解消の場合、子が父母と氏を異にする場合に限られてはいるが、親族関係変更の直接の効果としてではなく、本人の自由意思に基づく氏の変更を定めたことは、家名から解放された氏の性質として、呼称性、便宜性、個人性、意思性を示すものとして、戸籍法107条の「やむを得ない事由」の解釈にも重要な示唆を与えている。

8) 二宮周平「子の氏（名）の変更」民商法雑誌111巻4・5号（1995）643頁。

(3) 戸籍法107条の構造と意義

家的必要を除いては、変更を禁止していた旧法を廃して、戸籍法107条が新たに出現した。それは、「やむを得ない事由」がある者に、家裁の許可を得て、親族関係の変更とは無関係に、呼称としての氏を変更することができるようとしたものである⁹⁾。民法改正後間もない頃の変更申立ての大半は、珍奇・難解・難読を理由とするものだったが、夫婦同氏や離婚復氏など現行家族法制に起因する氏の変更申立てに対応を迫られるようになった。

例えば、離婚復氏した元夫が戸籍法107条により、婚姻中の氏への変更を申し立てた事案で、大阪家裁は、「離婚により復氏したもの長年月の婚姻期間中の呼称を理由に婚姻中の呼称に変更を許したとしても、それは一たん離婚により復氏させた上、婚姻中の氏そのものとは違うそれと類似した呼称に変更することであるから、許容し得ると解すべき」であるとして変更を認めた（大阪家審昭和39〔1964〕・4・27家月16巻8号124頁）。重婚的内縁の妻が戸籍法107条により、死亡した内縁の夫の氏への変更を申し立てた事案で、東京家裁は、「氏は夫婦と未成年の子など法律上の共同生活体を構成する一定の集団が共通にする身分上の呼称である反面、名と共に個人を識別する機能を有する。……もともと個人の呼称としての氏は、身分上の氏とはかかわりのない問題である。よつて、申立人の呼称上の氏を○○に変更したところで、それは呼称の変更に過ぎないから、内縁の夫と同一氏になるわけでもないし、民法上の氏に関する諸原則に対する違反または脱法になるものでもないと解される」として氏の変更を認めた（東京家審昭和47〔1972〕・12・12家月25巻10号104頁）¹⁰⁾。

離婚後に元夫が婚姻中の氏に変更したからといって、婚姻が復活するのではなく、内縁の妻が内縁の夫の氏に変更したからといって、婚姻になるのではない。親族関係の変更を伴わないがゆえに、個人の意思に基づく氏の

9) 千種達夫「氏名の変更」家族法大系Ⅰ（有斐閣、1959）251頁。

10) 太田武男「判例評釈」法律時報47巻6号（1975）149頁は、内縁保護の視点からこうした論理を「当を得たものである」と評価した。

変更が可能になった。

本来、氏を変更せず、その恒常性・一貫性を保つことは、国家的・社会的利益に奉仕するだけではなく、氏名を称する当事者自身にとっても利益である。まさに氏の不变性は、近代社会の氏に関する一つの原則である。しかし、唄教授は、次のように指摘する。現在称している氏がその人の社会的生活に重大な支障を与えるため、その氏を廃したいと思い、あるいは他の別の氏を称する方が便宜であり、有利幸福であるため氏の変更を希望する場合も少なくない。「そのような社会的必要にこたえ、或いはそのような意思に道を開くことは、個人の自由と幸福追求を基本的に承認すべき近代社会の原則からいって、無視することができない原則であろう。『氏名は、それを称する人の福利を可能にし容易にすべきものであり、それを難渋にするものであってはならない。』このことは、氏についてのいま一つの原則である」¹¹⁾。旧法の極めて例外的な行政処分から、家裁の甲類審判事件（当時）として広く司法判断の対象としたことは、氏の変更に対する私権性がより多く承認されたことを意味する¹²⁾。唄教授は、戸籍法107条の意義について、「個人のイニシアティブによる氏変更に道を開いたことにある」と評価した¹³⁾。

2 「やむを得ない事由」の解釈のあり方

(1) 比較衡量論～家事審判・決定例の論理

戸籍法107条は、氏の変更許否の基準を「やむを得ない事由」という概括的な条項とし、家裁による具体的な事案に即した判断に委ねている。107条制定当時から、名の変更における「正当な事由」と比較し、氏の変更は一

11) 唄・前掲注(4)59頁。

12) 唄・前掲注(4)63頁。

13) 唄・前掲注(4)59頁。

層厳格に限定する趣旨であるとされてきた¹⁴⁾。しかし、1960年代、家裁審判例は、解釈のあり方として利益衡量論を採用する。例えば、東京家裁は、「戸籍氏の変更は氏を呼称と理解する限り、個人の自由と呼称秩序の維持との比較考量において、前者が後者より重しとされる場合に許容されよう」とし、「やむを得ない事由」は右の趣旨に理解すべきだから、①「永年使用その他により通用氏を以てする自己表示が戸籍氏を以てするよりも、よりよく表示される場合」は、呼称秩序に対して何らの顧慮の必要はないことから、②「珍奇な氏が氏変更の可能性にさらされるのは、珍奇な戸籍氏を以て表示される者が、それによる表示を拒否し、将来もそれが通用される見込のないことが、確実視される結果、戸籍氏では自己表示に十全でなく、従つて仮令氏変更による呼称秩序を害することがあつても、その程度は低くかろうし、且個人の自由と人格の尊重が呼称秩序を越えて優位に立つためである」ことから、「氏変更の事由」になろうとする（東京家審昭和35〔1960〕・3・3家月12巻5号144頁〔子の氏変更許可事件〕）。

判旨は、呼称秩序よりも個人の自由を優先するケースとして、①②を挙げ、「個人の自由と人格の尊重」が呼称秩序を超えて優位に立つことを示している。とりわけ②の場合には、氏は、呼称として自己を表示するものだから、衡量されるべき法益の最も有力な要因は、氏の珍奇・難解・難読それ自体ではなく、「その氏を称することにより当人が社会生活上被る著しい困惑と不便」である¹⁵⁾。この場合には、①永年使用は不要となる。例えば、次のような事案である。

ある特定の氏がその地域では被差別部落民であることを意味する事案において、原審がその氏は珍奇・難読に当たらず、申立人の苦痛を救うためには、いわれのない不当な差別待遇をこそ変更すべきであるとして、氏の変更申立てを却下した。抗告審は、「その氏が人の社会生活上重大なる支障を与え、これが継続を強制することが社会観念上不适当であると見られると

14) 青木義人『戸籍法』（日本評論社、1951）358頁。

15) 噴・前掲注(4)88頁。

きは氏変更の止むを得ざる事由ありというべく、戸籍法第百七条の法意もここに存するものと解する」とし、抗告人が氏変更により、侮蔑迫害から多大の苦痛を受けるような実情を脱却できるとすれば、忌むべき差別観念が永年の因襲に基き容易に抜き難い現実の状態であることに鑑み、氏変更の申立は止むを得ないものとして許容しうるとし、不当な差別観念は人道に反し、これを打破すべき社会運動の強化と一般文化水準の向上とにより除去さるべきものだが、「現実に抗告人等が蒙りつつある社会生活上の苦痛を忍受せしむるべき理由とはならない」として原審判を取り消し、原審に差戻した（東京高決昭和24〔1949〕・5・19高民集2巻1号77頁）。

夫婦同氏・親子同氏の現行法制では、申立人の家族の困惑、不便、苦痛も「やむを得ない事由」に含まれる。例えば、抗告人等の氏「赤畠」の訓が「アカハタ」と相通ずるため、中学在学中の抗告人等の子らは学友達から「共産党赤畠の共産党」と揶揄され登校を厭い学業の成績の低下を来し、長子はそのためにのみ希望の就職を阻まれ辛じて他に就職し得ても其の職務の遂行に少なからざる不便不利を被りつつあることから、「日常生活に少なからざる不便不利を被り延いて精神上の苦痛も甚大で斯る状態は今直には解除し難い事情に在る以上」、「赤畠」を抗告人等の母の実家の氏「吉田」に変更することの許可を求むるのは「やむことを得ない事由」に該当するとした（福岡高宮崎支決昭和29〔1954〕・2・2家月6巻2号41頁）。

(2) 個人の変更利益をより重視する解釈論

利益衡量論に立つとしても、1(3)で述べた107条の意義と私権性からは、申立人やその家族の氏変更の必要性により配慮した解釈基準の設定が考えられる。

唄教授は、呼称秩序の不变性確保という国家的・社会的利益を根底に考慮しつつも、申立者の変更意思に基づく個人的変更利益をどこまで承認するか、ということがここでの問題になってくるとする。そして、変更利益と不变更利益との対立は、必ずしも個人的利益と社会的利益との対立と完

全にあいおおうわけではなく、変更することの方が、社会全体の秩序にとっても望ましいことも少なくないと指摘し¹⁶⁾、「申立人の個人的事情や職業又は生活環境にもとづく特殊の理由も親切に考慮されねばならない」とする¹⁷⁾。

1980年代前半、糟谷忠男裁判官は、申立人が自己の氏について抱いている社会生活上の不便とか嫌悪感について、この程度の不便、不快感は受任すべきであるなどという評価が軽々になされではならず、「申立ての動機、理由のほか、申立人ら家族が家庭、学校、職場、交友関係、取引関係などのなかで具体的にどのような不利、不便ないし不快感を味わっているかを十分調査したうえで」、氏の変更によって、「社会一般が被るであろう現実的影響の度合いを考慮すべきであろう」とし、「対社会的活動が比較的狭い範囲に限定されている一般の勤労者、農家、小売商などの場合は、呼称秩序の混乱の度合いは比較的低いと考えられるので、氏変更に関する申立人側の主観的事情ないし感情はなるべく参酌して、申立人側の氏の変更によって得られるであろう幸福ないし利益を尊重する取扱いが望ましいと考える」とする¹⁸⁾。こうした解釈論は審判例にも影響を与えたように思われる。

(3) 主観的な理由・事由でも氏の変更を認めた審判例

1990年代、申立理由は主観的であるとしながら、変更を認めた事例が、2件登場した。

1つは、元暴力団員として氏が周知されている者が実母の旧姓への変更を申し立てた事案である。宮崎家裁は、「社会的要請である暴力団撲滅のためにには暴力団構成員を暴力団から離脱させて更生させることが重要であること」を指摘し、「氏による社会的不利益が認められ、氏を変更することが当該人物の更生に資するのであれば、氏変更の途を認めるのが相当である」

16) 噴・前掲注(4)60頁。

17) 噴・前掲注(4)90頁。

18) 糟谷忠男「特別家事審判事件の諸問題」『新・実務民事訴訟講座8 非訟・家事・人訴事件』（日本評論社、1981）206～207頁。

とし、「単に心情的に氏に改めて心機一転したいとか、前科を隠したい等という申立人の主観的理由によって氏変更を求めるのではなく、客観的に現在の氏による社会生活上の現実の支障や不利益があり、氏変更の必要があると認められる場合であって、加えて、氏を変更することが当該人物の更生に必要と認められる事情がある場合には、戸籍法にいうやむを得ない事由に該当すると解される。」とする（宮崎家審平成8〔1996〕・8・5家月49巻1号140頁）。

もう1つは、幼い頃、近親者（実兄）から性的虐待を受けたことが原因で、その近親の血縁集団に属することが耐えがたい精神状態になっていると主張して、氏及び名の変更を申し立てた事案である。大阪家裁は、申立人が変更を求める理由は、珍奇・難読・難解とか、社会的差別を受けるおそれがあるといった社会的な要因を理由とするものではなく、主観的なしかも極めて特異な事由ではあるけれども、「近親者から性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とするものであり、氏名の変更によってその状態から脱却できるかについて疑念が残らないでもないけれども、上記認定の事実に照らせば、戸籍上の氏名の使用を申立人に強制することは、申立人の社会生活上も支障を来し、社会的に見ても不当であると解するのが相当であると言える」として氏と名の変更を認めた（大阪家審平成9〔1997〕・4・1家月49巻9号128頁）。本事案では、申立人は通称を4年半近く使用していたが、判旨では、永年使用に言及していない。

前者では、暴力団撲滅のための構成員の離脱とその更生、後者では、近親者からの性的虐待に起因する精神的外傷の後遺症からの脱却と社会復帰という氏変更の目的の社会的相当性が考慮されているように思われる。変更を求める個人の主觀を客観化する指標の1つではないだろうか。

3 個人のアイデンティティに基づく氏の変更

(1) 氏名の人格権としての把握

在日韓国人本人の申し入れにもかかわらず、NHK がその氏名を日本語読みで報道したことに対する損害賠償請求事案で、最高裁は、「氏名を正確に呼称されることについて、不法行為上の保護を受けうる人格的利益を有するものというべきである」という判断の前提として、判決理由中で、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」とした（最3小判昭和63〔1988〕・2・16民集42巻2号27頁）。

これまでの判例・学説が、氏名の持つ他者との識別機能に着目して人格的利益を論じていたのに対して、本最判は、氏名が「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴」であることを根拠に、人格権の一内容を構成すると初めて判示した。この論理は、通称使用にも展開される。国立大学が所属教員の旧姓使用を認めなかつたことの違法性が問題となった事案で、東京地裁は、「通称名であっても、個人がそれを一定期間専用し続けることによって当該個人を他人から識別し特定する機能を有するようになるが、人が個人として尊重される基礎となる法的保護の対象たる名称として、その個人の人格の象徴となりうる可能性を有する」とする（東京地判平成5〔1993〕・11・19判時1486号21頁）。個人を識別特定する氏名は、戸籍上の氏名、外国人の氏名、通称の如何を問わず、個人の人格の象徴として位置づけられた。

(2) 選択的夫婦別氏制度とアイデンティティ

通称使用に関する訴訟の原告である関口礼子さんは、「自分自身の存在である命（自分の名前は、自分の命の存在の証であり、存在そのものである）」と述

べる¹⁹⁾。第1次夫婦別姓訴訟の原告団長である塚本協子さんは、「私、塚本協子は塚本協子と名乗り、そう呼んで欲しいです。別姓で結婚できるように認めてほしいのです。塚本協子として生き、逝きたいです。」と述べる²⁰⁾。第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会が行った意見募集に寄せられた20代女性の意見は、「『この名前が、自分だ』と思える名前のままで生きていきたいという願いです。この感覚は主観的なものです。しかし、自分自身のアイデンティティを守りたいという切実な願いです。『これが自分の名前だ』と思える名前を、『旧姓としての併記』ではなく、自分の本当の名前として名乗りたいという願いがあります。」と述べる²¹⁾。

時代、年齢を超えて共通するこれらの声から、氏名は、まさに個人のアイデンティティの要、自分そのものであり、それが選択的夫婦別姓の法制化への希求となっていることがわかる。唄教授は、氏名の本質を掘り下げ、「自己の存在の証として自己の同一性を託し、自己と社会とのかけはしとして自己表現を貫くために呼称を選ぶこと、それが真に中心となるべき芯としての自己決定である」と述べる²²⁾。

第2次夫婦別姓訴訟における宮崎裕子・宇賀克也裁判官の共同反対意見は、最3小判昭和63・2・16の判理法理について展開し、憲法上の根拠づけをした。「氏名に関する人格的利益は、氏を構成要素の一つとする氏名（名前）が有する高度の個人識別機能に由来するものであり、氏名が、かかる個人識別機能の一側面として、当該個人自身においても、その者的人間としての人格的、自律的な営みによって確立される人格の同定機能を果たす結果、アイデンティティの象徴となり人格の一部になっていることを指すものである」とし、「個人の尊重、個人の尊厳の基盤を成す個人の人格の一

19) 「思い悩む日々」通称使用裁判を支援する会通信1991年1月7日より（高橋菊江・折井美耶子・二宮周平『夫婦別姓への招待』（有斐閣、1993）79頁）。

20) 塚本協子さんの記者会見（2011年2月、「別姓訴訟を支える会」のパンフレットより）。

21) 二宮周平「第5次男女共同参画基本計画と選択的夫婦別姓制度（2・完）」戸籍時報811号（2021）4頁。

22) 唄孝一「選択的夫婦別姓制（3・完）～その前史と周辺」ジュリスト1129号（1998）101頁。

内容に関わる権利であるから、憲法13条により保障されるものと考えられる」とする（最大決令和3〔2021〕・6・23判時2501号3頁）。

私見によれば、「人格」とは、周囲の事象に対して「感じ、考え、表現する主体」である。人間の精神的存在としての側面であり、「人格」は、成長の過程や社会生活を通じて、それぞれの主体の有する属性（性別、性的指向、性自認、出自、心身の状況、思想、信条、信仰など）に起因する自己認識（自分とはなにものなのか）が深まり、かけがえのない各個人の「アイデンティティ」に至るものと考える²³⁾。人が自己を他人と識別するのは氏名なのだから、個人のアイデンティティは氏名によって表現される。氏名は個人のアイデンティティの象徴なのである。こうした視点から、宗教2世ケースによる氏名の変更申立て事案を検討する。

(3) 宗教2世による氏名の変更申立て

a 事 案 申立て人は、教団による合同結婚式で出会った信者同士の両親から生まれた「祝福二世」として、出生時から教団の信者として扱われ、家庭内では、小さい頃から教祖夫妻の写真の前で土下座をさせられ、教団の礼拝の儀式に参加することを拒むと、両親から殴る蹴る等の暴力をふるわれた。韓国やブラジル、日本国内で開かれる長期の勉強会「修練会」への参加を強いられた時は長期間小学校を休まされたり、誰かに恋愛感情をもつことを禁じられたりした。小学校高学年で、統一教会がカルト宗教だと思ったが、自分がその一員とみられることに劣等感があった。教義を否定し、教団から離れようとしたところで、自分が個人的な情愛の結果としてではなく、教義の実践によって産み出された恥ずべき存在であることには変わりではなく、自分がそのような存在であることに対する絶望的な思いがあり、自己否定につながった。家庭に対する負い目から周囲となじめず、高校は入学後数か月で中退した。手っ取り早く教義を否定するのは自分を消

23) 二宮周平「民法における『人格』と憲法13条『個人の尊重』との相互関連性」法律時報97卷1号（2025）89～90頁。

すことと考え、自傷行為に及ぶこともあった。両親とともに生活をすることに耐えきれず、19歳のときから一人暮らしを始めた。

その後、日本語教師能力検定試験に合格し、2016年に渡仏し、パリで非常勤の日本語教師をしながら生活し、フランス人女性と婚姻し、子をもうけていたところ、2022年7月8日、安倍晋三元首相の銃撃事件の報道に接し、衝撃を受け、実家を出てから現在に至るまで、自分が教団から逃げてきた人生だったことに気づき、教団の存在に向き合おうと考えるようになり、自身も「宗教二世」として発信していく意志を固め、帰国を決意した。事件を契機に、これまで幼少期から葛藤を抱えてきた自己の苦悩や被害が喚起されることとなり、自己のアイデンティティの問題に向き合わざるをえなくなった。

フランスでは、名前的一部をとった愛称で呼ばれており、戸籍上の氏名に関して、教団との結びつきを強く意識させられることはなかったが、2024年6月帰国後は、戸籍上の氏名を使用しなければならなくなつた。襲撃事件を経て、自己と教団の関係をより一層強く意識させられるようになったことから、戸籍上の氏は、祝福家庭の一員であることを表し、名は教団の家庭局から命名されたものであり、教団に深く由来する戸籍上の氏名を称することに対して、自身の存在を否定したいほどの精神的苦痛を感じることから、2024年11月、戸籍上の氏名の変更を申し立てるに至つた²⁴⁾。

b 裁判所の判断 第1審・東京家審令和7〔2025〕年2月26日は、①申立人の戸籍上の氏及び名は、いずれもそれ自体から旧統一教会との関連性を直ちにうかがわせるものではなく、申立人が同氏名を名乗ることにより精神的苦痛を受けているとしても、それは申立人の主観的な感情にとどまるものといわざるを得ないから、氏を変更する「やむを得ない事由」や名を変更する「正当な事由」があるとは認められないこと、②申立人が通称使用を開始してから半年程度しか経過しておらず、通称が戸籍上の氏名に

24) 毎日新聞2024年9月23日東京支局の報道報道や本件の担当弁護士から提供された諸資料から、可能な限り客観的に整理した。

とって代わり社会的に定着しているとも認められないことを理由に、氏及び名の変更申立てを却下した。

抗告審・東京高決令和7〔2025〕年4月21日も、①②を踏襲し、申立人が月1回程度精神科に通院し、うつ病、複雑性PTSDと診断されたことに対して、一人暮らしを開始したのちは通常の生活を営んできた様子がうかがわれること、一人暮らしをするようになってから約17年後に通院を開始したことから、申立人の主張を考慮したとしても、氏の変更に係る「やむを得ない事由」や、名の変更に係る「正当な事由」があるとまでは認められないとして、抗告を棄却した。

c 信教の自由 憲法20条1項は、「信教の自由は、何人に対しても保障する」と定める。内心における宗教上の信仰の自由（信仰をもつ自由ともたない自由）と信仰に基づく外部的行為の自由（行う自由と行わない自由）を含む²⁵⁾。2項は、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と定め、1項に含まれる外部的行為への参加を拒否する自由を明らかにする²⁶⁾。また、国連子どもの権利条約14条1項は、「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」と定め、2項は、「児童が1項の権利を行使するに当たり、父母……が児童に対してその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する」と定める。

これらの規定によれば、親は子の能力に適合する方法で宗教上の信仰について指示を与えることができるが、子には信教の自由があり、親の指示に従わない自由、外部的行為に参加しない自由が保障されている。教団は、たとえ親を介してあっても、子に対して外部的行為への参加を強制することはできない。本件の場合、申立人は、憲法及び子どもの権利条約で保障されている信教の自由を保障されていなかった。親と子の間、教団と子

25) 渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I〔第2版〕』（日本評論社、2023）180～181頁〔渡辺〕。

26) 渡辺ほか・前掲注(25)181頁〔渡辺〕。

の間とはいえ、基本的人権の侵害に当たる。

d 宗教的人格権 「宗教的人格権」という概念は、国家による信教の自由に対する強制などが觀念されない場合において、私人間における不法行為法上の法益として構成されてきた²⁷⁾。殉職した自衛官が護国神社に祭神として合祀されたことに対して、キリスト教を信仰する妻が県隊友会と国を相手に損害賠償請求をした事案において、最高裁大法廷は、妻の「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」(宗教的人格権)を法的利益とは認められないとして、不法行為の成立を否定した(最大判昭和63〔1988〕6・1民集42巻5号277頁)²⁸⁾。

私見は、宗教的人格権という概念は、上記のような不法行為法上の法益に限られないと考える。前述の自衛官合祀事件の第1審山口地裁が、「人が自己もしくは親しい者の死について、他人から干渉を受けない静謐の中で宗教上の感情と思考を巡らせ、行為をなすことの利益を宗教上の人格権の一内容としてとらえることができると解される」(昭和54〔1979〕・3・22民集42巻5号336頁)とするように、上記利益は宗教的人格権の一内容にすぎない。宗教的人格権は、より根源的な権利として構成する必要がある。前述のように、「人格」は、成長の過程や社会生活を通じて、それぞれの主体の有する属性に起因する自己認識が深まり、かけがえのない各個人の「アイデンティティ」に至るものなのだから、人は、憲法で保障された信教の自由に基づき、宗教を通じて自己の人格、アイデンティティを形成する自由が保障されるのであり、これこそが宗教的人格権の核心であると考える。

e 戸籍上の氏名と宗教的人格権 申立人の申立てに至る経緯をふり返ると、申立人の信教の自由は侵害され、自由な人格形成が、教団の信者としての親の行動によって阻害されてきたことがわかる。戸籍上の氏名は、自

27) 渡辺ほか・前掲注(25)205頁〔渡辺〕、本秀紀編『憲法講義〔第3版〕』(日本評論社、2022)367頁〔塙田哲之〕。

28) 伊藤正己裁判官は、「宗教上の心の静謐」は、保護の程度は低いものの「不法行為法上の法的利益」であるとする(渡辺ほか・前掲注(25)205頁〔渡辺〕)。

分が祝福二世であり、教団の一員であることを自認させるものであり、申立人にとっては、自分が生きていくために否定してきた親の信者としての行動と教団の信仰の象徴である。申立人は、筆者への私信の中で、「祝福二世が、『個』としての人格を宗教的な形で損なわれるなかで看過できない役割を果たしてきたのが氏名ではないかと思います」と記述している²⁹⁾。

前述のように氏名は個人のアイデンティティの象徴である。申立人が否定して生きてきた信者としての親の氏と、教団から与えられた名で構成される氏名は、申立人が葛藤の中で形成してきたアイデンティティを象徴する氏名ではない。この不一致を是正し、真の自己のアイデンティティを取り戻すためには、戸籍上の氏名を否定するしかないである。宗教的人格権は、憲法で保障された信教の自由に基づき、宗教を通じて自己の人格、アイデンティティを形成する自由を保障するものである。本件の場合、戸籍上の氏名は申立人の宗教的人格権を侵害する。戸籍上の氏名の変更を認めないことは、申立人が拒否する信仰を強制することにほかならない。

この実相に着目するとき、本件申立ては、「申立人の主観的な感情」の域を超えており、宗教的人格権の問題と捉えるべきである。戸籍上の氏名を否定することが、申立人の失われた信教の自由を確保し、自己のアイデンティティである氏名を称することを可能にする。それは、申立人の人間としての尊厳を回復するプロセスである。したがって、永年使用等の使用実績等を許否の基準にしてはならない。

4 家族としての共同生活に基づく氏の変更

(1) 婚氏統称後の婚姻前の氏への変更

離婚の際の婚氏統称制度（民法767条2項、昭和51〔1976〕年6月15日法律66

29) 申立人の「宗教二世」としての語りとして、野浪行彦『フランスで考えた中上健次のこと』（田畠書店、2025）373～410頁（「時代を巻き戻す～少し長めのエピローグ」）。

号)により、当事者の意思のみに基づいて婚氏統称が可能になった³⁰⁾。この法改正後に問題となったのは、婚氏統称後に婚姻前の氏へ変更する申立てである。こうした事案の裁判例は、離婚復氏が原則であることを重視し、①呼称秩序の維持ないし婚氏の社会的定着性の面から問題がないこと、②申立てが恣意的でないこと、③変更に社会的弊害がないことを考慮して、氏変更の「やむを得ない事由」を判断していた。しかし、婚氏統称期間が15年の事案で、離婚後の婚氏統称が社会的に定着していることを指摘しつつも、婚姻前の氏への変更を許可した例（東京高決平成26〔2014〕・10・2判時2278号66頁）がある。また、婚姻前の氏への変更を求める理由として挙げられたのは、「抗告人が離婚後、実父母と同居しているのに、父母と異なる氏であることから、なにか特別の理由があるのではないかとの疑いをもたれて、その都度理由の説明等に煩わしい思いをさせられている」（大阪高決平成3〔1991〕・9・4判時1409号75頁）、婚氏統称をしていた抗告人は出産予定だが子の父と婚姻する予定がないため、生まれてくる子が他の家族と異なる氏（母の婚氏）になることはいじめの原因にもなるとの危惧（名古屋高決平成7〔1995〕・1・31判タ918号230頁）など、同居の家族は同じ氏を名乗るのが一般的であるという社会通念に基づくものである。

これら裁判例から、家崎宏教授は、「婚氏統称制度が新設されたことにより、個人の自由意思による届出のみで婚氏を称することができることとなった。つまり、離婚を契機とする氏変更の唯一の要件は、個人の自由意思の尊重である。それならば、婚氏統称者の婚姻前の氏への変更申立てについての『やむを得ない事由』の解釈に当たっても、同様でよいのではないかだろうか」と指摘し³¹⁾。床谷文雄教授は、「婚氏統称による呼称秩序は重要性を問われなくなり」、「婚氏統称者の婚姻前の氏への変更には、それ自体に

30) 昭和30年代以降、婚氏の永年使用、婚姻中に培った社会生活・職業生活の信用の維持等の視点から変更を許可する例（東京家審昭和34〔1959〕・6・15家月11巻8号119頁等）が積み重ねられていた。

31) 家崎宏「判例評釈」別冊ジュリスト『家族法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、1995）49頁。

おいて理由があるものと解し、正当な個人の自由意思を尊重すべき」であり、家裁の許可は、「恣意的なものを排除する機能に限定されることになる」と指摘する³²⁾。

(2) 外国人配偶者の氏への変更

戸籍法107条2項（昭和59〔1984〕年5月25日法律45号）が設けられ、外国人と婚姻した者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から6か月以内に限り、家裁の許可を得ないで、その旨の届出ができるようになった³³⁾。婚氏統称同様、当事者の意思のみに基づく変更である。

しかし、戸籍法107条2項の「外国人配偶者の称している氏」はその者の法律上の氏だから、韓国人の夫が通称している氏（通氏）に変更するには、戸籍法107条1項によることになる。当初は、妻が夫の通氏を永年使用している場合には、妻の自己表示の呼称として社会的に定着していることから、変更を認めていたが（札幌家審昭和60〔1985〕・5・11家月37巻12号46頁等）、日本人女性が韓国人男性と婚姻し、長子が出生し、妻は夫の通氏への氏の変更を申し立てた事案において、「外国人の配偶者と婚姻した日本人が、その婚姻生活を円満に営んでいくために、外国人の配偶者と同じ氏を称することを希望する場合においては、この希望を尊重すべき充分な理由があることは、いうまでもないところであり、外国人配偶者が通称である日本名を永年に亘って使用し、社会生活において、右通称が定着していると認められるときには、これを実氏名の場合と同様に取り扱い、外国人配偶者の通称に従った氏の変更は」「やむをえない事由」が具備されているとして、これを許可すべきものと解するのが相当とした例（大阪高決平成3〔1991〕・8・

32) 床谷文雄「判例評釈」民事判例13号（2016）109～111頁。

33) 日本人が外国人と婚姻した場合、民法750条は適用されないため、夫婦別氏となり、法律上、夫婦が同じ氏を称することができなかった。そこで戸籍法107条を用いて外国人配偶者の氏への変更を求める事案において、変更を認めた例（東京家審昭和43〔1968〕・2・5家月20巻9号116頁等）が相次いでいた。

2家月44巻5号33頁)があり、この法理が定着している(福岡高決平成22〔2010〕・10・25家月63巻8号64頁)。

(1)では、離婚復氏が原則であること、(2)では、当事者が婚姻をしていることを考慮するとしても、カップル、親子、家族が共同生活を営む上で同じ氏を称することの必要性と変更を求める申立人の意思を尊重する傾向を見て取ることができる。しかし、同性パートナーの氏への変更については、裁判所によって判断がわかれた。

(3) 同性パートナーの氏への変更

a 変更を認めた事例 申立人Xは同性のパートナーYと公正証書により結婚契約等を締結し、6年弱共同生活を送り、近時は養育里親として里子を共同して養育している。

XがYへの氏の変更を求めた事案で、名古屋家裁は、XとYの生活実態から、XとYは、「男女が相協力して生活を営む結合としての夫婦と同様であると認められる、婚姻に準じる関係にある」と認定した上で、①同性カップルをめぐる社会の動向や変化を具体的に列挙し、婚姻に準じる関係にある同性カップルには、一定程度、異性カップルと同質の法的保護を与えることは社会観念上、許容されること、②したがって、氏変更の「やむを得ない事由」があることを示す一事情として考慮できること、③「性的指向が少数派に属する者が、現状において、日常生活の様々な場面で、差別感情や偏見に基づく不利益な取扱を受ける可能性があることは容易にうかがわれるところであり、性的指向の、意に沿わないカミングアウトをしなければならない状況が生じることは、それ自体、……性的指向が少数派に属する者にとって社会生活上の著しい支障となるといえる」ことから、「やむを得ない事由」があると認めるのが相当であるとして、氏の変更を許可した(名古屋家審令和6〔2024〕・3・14)³⁴⁾。

34) 朝日新聞2024年5月10日〔朝刊〕等。審判書はbの当事者から提供を受けた。

b 変更を認めなかった事例 申立人Xと同性のパートナーYは、社会観念上の婚姻に相当する関係を築くことを目的とする合意内容を記載した婚姻契約公正証書を作成し、米国ハワイ州において結婚式を挙げ、同州に婚姻登録され、婚姻証明書を取得している。共同生活を始めてから9年、証明書を取得してから約5年が経過している。信頼できる同じドナーの精子を用いて、Yは長男Aを、Xは長女Bを出産し、XとYは、A・Bを実の兄妹として共同で監護養育しており、AもBも家族は4人、みな「Y」姓だと認識している。Xは勤務先の承認のもと、職場において「Y」を通称として用いており、約2年半になる。また、東京都パートナーシップ宣誓制度に係るパートナーシップ関係の届出に際して、Xは「Y」の通称使用を届け出ている。XがYへの氏の変更を求めた。

東京高裁は、「氏が、社会生活を営む個人の法律関係及び戸籍関係における特定性、同一性の識別にとって重要な機能を果たすことから、これをみだりに変更することは相当ではなく、氏が、その身分関係を公示し、これを特定、識別する機能をも有することから、そのような公益性、社会的性格に照らして、厳格な要件を課しているものと解される」という立場を示して、「やむを得ない事由」が認められるためには、「戸籍上の氏の使用により社会生活において著しい支障を生じるような場合に限られるというべきである」とし、「自身の私的情報が第三者に開示されることで、何らかの不利益取扱いを受けるおそれがあるなどといった不安感を感じることや、自身とパートナーとの関係性の説明を求められることによる煩雑さ、不便を強いられるといった事情にとどまる」こと、XがYの氏を通称使用している期間を考慮すると、「Y」が申立人の氏として「社会的に定着していると認めるに足りる事情もないこと」から、「やむを得ない事由」があると認めることはできないとして、氏の変更を却下した（東京高決令和6〔2024〕・9・10）³⁵⁾。

35) 每日新聞2023年12月24日〔夕刊〕等。審判書と決定書は、当事者から提供を受けた。「原決定について、家事事件手続法97条2項所定の事由を含むとは認められない」との理由で、

c 検討 aもbも、「やむを得ない事由」の基準として「社会生活上の著しい支障がある場合」を挙げているにもかかわらず、結論は真逆である。aはXとYの関係を婚姻に準ずる関係と認定し、異性カップルと同質の法的保護を与えることが社会観念上許容されると判断したことから、差別感情や偏見に基づく不利益扱いを受ける可能性とアウティングをしなければならない状況が生じ得ることを「社会生活上の著しい支障」と認定した。

bはXとYの関係に対してaのような認定をせず、同性カップルをめぐる社会の動向や変化、異性カップルと同質の法的保護を与えることなど一切言及することなく、アウティングの問題性も軽視する。性的指向のアウティングについて、東京高判令和2〔2020〕・11・25³⁶⁾は、アウティングが当事者的人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない行為であることは明らかであるとしている。東京高決には、こうした認識が欠けている。さらに、XがYの氏に変更することによって社会が被る具体的な被害、不利益が示されておらず、氏の公益性に関する前提は抽象論にとどまり、本件事案においてなぜ厳格な要件に従うべきなのかが実証されていない。親密な家族共同生活に係る氏の変更としてはなく、あくまでも申立人個人の主観的な氏の変更と捉え、従来の変更基準を形式的に用い、使用実績にまで言及したといえる。

民法の夫婦同氏・親子同氏の原則と、1組の夫婦と氏を同じくする子を単位として編製される戸籍制度に胚胎して、同氏であることを、カップル・親子・家族のアイデンティティとして捉える当事者がいる。a・bいずれの事案でも、同性婚が法制化されていない現状において、同性カップルが子を含めたファミリーとして安心して共同生活を営むために、同性パートナーの氏への変更を希望している。戸籍に記載された氏が、当事者の公私の生

許可抗告の申立ては却下された。

36) Westlaw Japan 文献番号2020WLJPCA11256019。事件概要と判旨、問題点について、谷口洋幸「一橋大学法科大学院アウティング事件」ジェンダー法学会編『ジェンダー視点で読み解く重要判例40』(日本加除出版、2023) 149~158頁。

活において最も普遍的な通用力をもつ。社会もそれを前提に対処する。したがって、当該カップルが家族としての共同生活を営んでいる実態があるときは（地方自治体のパートナーシップ宣誓・証明制度の利用はその証拠となる）、申立人の意思を尊重して「やむを得ない事由」を認め、氏の変更を認めるべきである。

同性カップルの一方が他方の氏への変更を申し立てる場合、カップルの他方の氏への変更であり、生活実態に基づいて使用している通称が戸籍上の氏となり、通称と戸籍姓との齟齬がなくなるので、社会的な混乱や不利益は生じない。(1)(2)で見たように、婚氏統称後の婚姻前の氏への変更事案、韓国人夫の通氏への変更事案の裁判例は、氏の社会的定着を不問にしている。同居する家族は同じ氏を称するという意識に支えられた変更理由は、「やむを得ない事由」に当たると解釈されているので、通称使用の実績は不要だからである。同性パートナーの氏への変更を認めて困る第三者はいない。bのように氏が「身分関係を公示し、これを特定、識別する機能をも有することから、そのような公益性、社会的性格に照らして、厳格な要件を課しているもの」と解する必要はない。

おわりに

明治民法（1898年）において家制度が確立し、戸主及び家族は家の氏を称することとなり（746条）、家名不变の原則が徹底されたが、1947年の民法改正により、家制度が廃止され、「やむを得ない事由」がある場合に家裁の許可を得て氏を変更することができる制度が導入された。戸籍法107条である。その後、家裁実務は、「やむを得ない事由」の解釈として、氏の変更を求める個人の自由と呼称秩序の維持とを比較考量し、①永年使用により呼称が社会的に定着している場合、②戸籍上の氏を称することにより社会生活上著しい困惑と不便を被る場合には、前者を優先し氏の変更を認めるようになった。

学説には、解釈のあり方として、呼称秩序の不变性確保という国家的・社会的利益を根底に考慮しつつも、「申立人の個人的事情や職業又は生活環境にもとづく特殊の理由も親切に考慮されねばならない」とする立場があり、裁判官からも、対社会的活動が比較的狭い範囲に限定されている一般の人々の場合は、呼称秩序の混乱の度合いは比較的低いと考えられることから、「氏変更に関する申立人側の主觀的事情ないし感情はなるべく参酌して、申立人側の氏の変更によって得られるであろう幸福ないし利益を尊重する取扱いが望ましいと考える」とする見解も登場した。しかし、3・4で紹介した事例のように呼称秩序の維持を優先する審判・決定例がある。

一方、氏名は、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」とする判例法理が確立し（最3小判昭和63・2・16）、33年後、氏名は、「その者の人間としての人格的、自律的な営みによって確立される人格の同定機能を果たす結果、アイデンティティの象徴となり人格の一部になっていることを指すものである」とし、「個人の尊重、個人の尊厳の基盤を成す個人の人格の一内容に関わる権利であるから、憲法13条により保障されるものと考えられる」とする少数意見に結実した（最大決令和3・6・23）。

氏名を個人のアイデンティティの象徴と捉える立場からは、戸籍上の氏の変更是、人格の主体である個人の意思に基づくものとなり、その可否の判断は、個人の変更利益と呼称秩序という社会的利益の衡量ではなく、変更の意思の確認に帰着する。4のように家族としての共同生活に基づいて氏の変更を求めている申立人も、人格の主体なのだから、上記の立場に包摂される。したがって、可否の判断は、申立人の変更意思を確認することで足りる。すなわち、申立てが恣意的でない限り、変更申立ては認容されることとなる。恣意的なケースの典型は、数年おきに変更申立てをしたり、変更の目的が返済不能な債務の追求を逃れたり、犯罪歴を隠すなど社会的相当性に反するような事案である。戸籍法107条の解釈基準は、人格の尊重の視点から見直されなければならない。